

岐阜県公報

目次

告示

鳥獣保護区の存続期間の更新	(地球環境課)	一
特別保護地区の指定	(同)	六
休猟区の指定	(同)	七
特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	九
猟銃禁止区域の設定に関する告示の一部改正	(同)	二

告示

岐阜県告示第六百三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成十九年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
大桑小学校鳥獣保護区	山県市高富大桑南泉寺所有山林の二九林班の八一二の区域
伊自良川鳥獣保護区	山県市小倉地内の県道関本集線の伊自良川に架かる富士橋の西端を起点とし、同所から市道七〇七号を北進し市道七〇一号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道八〇一号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道八〇二号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道八二三号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道七六〇号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道七六五号との交点に至り、同所から同市道を南進し旧高富町（平成十五年三月三十一日における山県郡高富町をいう。）との境界に至り、同所から同境界を西進し岐阜市との境界に至り、同所から同境界を北東進し市道七五六号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道七五七号との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

<p>釜ヶ谷鳥獣保護区</p> <p>山県市長滝地内の孝洞林道と県道伊自良高富線との交点を起点とし、同所から同県道を西北進し市道一〇四号との交点に至り、同所から同市道を西進し林道千号寺線との交点に至り、同所から同林道を南進し字深山と字千号寺とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南西進し本県市との境界に至り、同所から同境界を北進し旧美山町(平成十五年三月三十一日における山県郡美山町をいう。)との境界に至り、同所から同境界を東進し字孝洞と字西谷との字界に至り、同所から同字界を南西進し孝洞林道との交点に至り、同所から同林道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>川内鳥獣保護区</p> <p>本県市外山地内の県道関本嶽線と市道本嶽三〇五〇号との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道本嶽三〇五四号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道本嶽三〇六一号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道本嶽三〇五五号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道本嶽三〇六〇号との交点に至り、同所から標高三〇九・八メートルに至る谷川を北東進し山県市との境界に至り、同所から同境界を南進し三角点(二八一・九メートル)を経て南西進し岐阜市との境界に至り、同所から同境界を西進し三角点(二四一・八メートル)を経て県道関本嶽線との交点に至り、同所から同県道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>揖斐川鳥獣保護区</p> <p>揖斐郡揖斐川町の県道藤橋池田線と旧久瀬村(平成十七年一月三十日における揖斐郡久瀬村をいう。以下同じ。)との境界の交点を起点とし、同所から同県道を南進し揖斐川に架かる川口橋の西詰めに至り、同所から室山(三七四メートル)に至る稜線を南西進し室山に至り、同所から揖斐川流域と朝鳥流域を分ける稜線を西北進し旧久瀬村との境界に至り、同所から同境界を北東進したのち東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>川尻鳥獣保護区</p> <p>揖斐郡揖斐川町東横山地区の国道三〇三号と国道四一七号との交点を起点とし、同所から国道三〇三号を西進したのち北進し坂内川に架かる町道川尻線との交点に至り、同所から同町道を西進したのち東進し川尻林道に至り、同所から同林道を東進し旧藤橋村(平成十七年一月三十日における揖斐郡藤橋村をいう。)と旧坂内村(平成十七年一月三十日における揖斐郡坂内村をいう。)との境界に至り、同所から同境界を北進し天狗山三角点(一、一四八・二メートル)に至り、同所から国有林と民有林の境界を東南進し国道四一七号との交点に至り、同所から同国道を西進し新</p>
<p>小瀬見鳥獣保護区</p> <p>川尻橋を経て起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>武芸川町鳥獣保護区</p> <p>関市武芸川町八幡地内の市道幹一 五〇五号と市道幹一 五〇八号との交点を起点とし、同所から市道幹一 五〇八号を西進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道と西北進し主要地方道北野乙狩線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し市道幹一 五〇五号との交点に至り、同所から同市道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>高沢鳥獣保護区</p> <p>関市下之保地内の多良木高沢林道と字多良木田之洞四六三九二と同四六四〇 一との字界をなす稜線との交点を起点とし、同所から血野川右岸の谷川を南西進し字田之洞と字床鍋との字界である稜線に至り、同所から稜線を東南進し旧武儀町(平成十七年二月六日における武儀郡武儀町をいう。)との境界に至り、同所から同境界に沿って西北進し字門前と字高沢との字界に至り、同所から同境界を東進し字高沢と字水洞との字界に至り、同所から同字界を東進し字水洞、字田之洞及び字大立との接点に至り、同所から字水洞と字田之洞との字界である稜線を東南進し字田之洞と字竹生洞との字界をなす稜線との交点に至り、同所から同稜線を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>諸神鳥獣保護区</p> <p>関市上之保地内の県道金山上之保線と奥山厚波林道との交点を起点とし、同所から同県道を南進し生屋鳥屋市林道との交点に至り、同所から同林道を西進し郡上市との境界に至り、同所から同境界を北進し小一洞林道との交点に至り、同所から同林道を北東進し奥山厚波林道との交点に至り、同所から奥山厚波林道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>初河鳥獣保護区</p> <p>郡上市白鳥町石徹白地内の石徹白川と初河谷との合流点を起点とし、同所から同川を西北進し倉田川との合流点に至り、同所から同川を北東進し高山市との境界に至り、同所から同境界を東南進し初河谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

<p>ひるがの高原 鳥獣保護区</p>	<p>る線により囲まれた区域</p>
<p>宮奥鳥獣保護 区</p>	<p>郡上市美並町高砂地内の市道宮奥線の宮奥第一橋を起点とし、同所から瓢ヶ岳三角点(一、一六二・六メートル)に至る稜線を南進し美濃市との境界に至り、同所から同境界を西北進し関市との境界に至り、同所から同境界を西北進し旧八幡町(平成十六年二月二十九日における郡上郡八幡町をいう。)との境界に至り、同所から同境界を北東進し標高六八三メートルに至り、同所から東南にのびる稜線を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>奥山鳥獣保護 区</p>	<p>郡上市和良町土京地内の土京川と字奥山東平地内の稜線との交点を起点とし、同所から字算盤の谷を南西進し土京川と和良町鹿倉字東洞の谷とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を北西進し旧明宝村(平成十六年二月二十九日における郡上郡明宝村をいう。)との境界に至り、同所から同境界を北進したのち東南進し家谷三角点(一、一四六・三メートル)を経て和良町土京字奥山東平地内を南にのびる稜線を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>虎溪山鳥獣保 護区</p>	<p>多治見市生田町地内の国道一九号と市道〇一〇一〇〇線との交点を起点とし、同所から同国道を西進し国道二四八号との交点に至り、同所から同国道を西北進し市道六一三八〇〇線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道三二四三〇〇線との交点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>愛宕山鳥獣保 護区</p>	<p>り、同所から同市道を東南進し県道多治見八百津線との交点に至り、同所から同県道を東南進し県道河合多治見線との交点に至り、同所から同県道を東南進し市道〇一〇一〇〇線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>城山鳥獣保護 区</p>	<p>中津川市川上地内の川上小学校校庭東側山林の一部で面積一ヘクタールの区域</p>
<p>高山鳥獣保護 区</p>	<p>恵那市岩村町地内の岩村国有林九九林班から一一〇林班の区域</p>
<p>猪之鼻鳥獣保 護区</p>	<p>高山市大島町地内の旧久々野町(平成十七年一月三十一日における大野郡久々野町をいう。)の境界と国道三六一号との交点を起点とし、同所から同境界を西北進し字脇谷と字樽ヶ谷との境界に至り、同所から同境界を西北進し山口谷川との合流点に至り、同所から同谷川を北進しゴウロケ谷との合流点に至り、同所から同谷を東進し市道山口朝日線との交点に至り、同所から同市道を南進したのち東進し字溝ヶ谷と字水呑洞との字界に至り、同所から同字界を北東進し三角点(九八四・九メートル)を経て塩屋町に至る稜線を北東進し国道三六一号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>城山鳥獣保護 区</p>	<p>高山市都市計画公園の区域(城山公園)昭和四十五年岐阜県告示第六百七十九号</p>
<p>塩屋大谷鳥獣 保護区</p>	<p>飛騨市宮川町塩屋地内の宮川右岸と山ノ山谷との合流点を起点とし、同所から同川と同谷を分ける稜線を東進し三角点(一、〇</p>

<p>名 称 指 定 区 分 指 定 目 的</p>	<p>二 存続期間 平成十九年十一月一日から 平成二十九年十月三十一日まで 三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>	<p>保護区 黒石谷鳥獣保護区 ○三七林班から一〇四九林班及び西ヶ洞官行造林地の区域</p> <p>大川平鳥獣保護区 下呂市小川地区内の飛驒川に架かる不動橋南詰を起点とし、同所から同川左岸を北東進し竹原川との合流点に至り、同所から同川左岸を東南進し輪川との合流点に至り、同所から同川左岸を南進し字八助洞と字栃山との字界に至り、同所から同字界を南進し字大樽と字栃山との字界に至り、同所から同字界を南進し字大樽と字長洞との字界に至り、同所から同字界を南進し字大樽と字大権との字界に至り、同所から同字界を西進し字大権と字鳥屋日影との字界に至り、同所から同字界を西進し国有林との境界に至り、同所から同境界を北進し三角点(九〇八・九メートル)を経て北進のち西進し字亀ヶ石の字界に至り、同所から同字界を南進し飛驒川左岸に至り、同所から同川左岸を北西進し国道四一号に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>保護区 田ノ平鳥獣保護区 大野郡白川村地内の御母衣湖右岸と高山市との境界の交点を起点とし、同所から同湖右岸を西北進し六蔵川河口を経て御母衣夕ム堰堤に至り、同所から庄川右岸を北進し三谷に至り、同所から同谷を東進し国有林四三二一林班との境界に至り、同所から同境界を北東進し旧清見村(平成十七年一月三十一日における大野郡清見村をいう。)との境界に至り、同所から同境界を南進し旧庄川村(平成十七年一月三十一日における大野郡庄川村をいう。)との境界に至り、同所から同境界を南進したのち西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>保護区 ○八・六メートル)に至り、同所から孫十郎尾国有林三二一六林班の境界をなす稜線を東南進し三角点(一、二二二・三メートル)に至り、同所から国有林と民有林を分ける境界を西進し宮川右岸に至り、同所から同川右岸を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>			
<p>小瀬見鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>川尻鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>揖斐川鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>川内鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>釜ヶ谷鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>伊自良川鳥獣保護区 集団渡来地の保護区</p>	<p>大桑小学校鳥獣保護区 身近な鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、アカマツの天然林が分布する大桑小学校の裏山であり、キジ、ヤマドリ、コジユケイをはじめとする多くの鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>当該地域には、マガモ、コガモ、スズガモをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な伊自良川があり、多様な渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。</p> <p>当該地域は、広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ツキノワグマをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>当該地域は、ゴルフ場を含む針葉樹林と広葉樹林が分布する地域であり、キジ、キジバト、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>当該地域は、天然広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する地域であり、狸区と隣接しているためニホンジカをはじめとする多種多様な鳥獣の重要な繁殖地になっていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>当該地域は、揖斐県立自然公園内の奥いび湖を中心とした地域であり、フツボウソウ、オシドリ、ツキノワグマをはじめとする多種多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>当該地域は、天然広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>

武芸川町鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>当該地域は、農地と人工針葉樹林からなる地域であり、ホオジロ、イタチ、アナグマをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
高沢鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域には、奥長良川県立自然公園の一部が含まれ、天然広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する地域であり、ヒヨドリ、カケス、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
諸神鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、「安らぎの郷」として自然体験施設が整備され、天然広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する地域であり、ヒヨドリ、キジバト、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
初河鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、ブナ、ミズナラなど落葉広葉樹林が広がる地域であり、ニホンカモシカ、ツキノワクマ、アカゲラ、ホオジロをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
ひるがの高原鳥獣保護区	集団繁殖地の保護区	<p>当該地域は、湿原を中心とした地域であり、オジシギ、ホオアカをはじめとする希少な鳥獣を含む多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
宮奥鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、シタ類、天然広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、フクロウ、アカゲラ、ニホンジカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
奥山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、落葉広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、トビ、ニホンザルをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
虎溪山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、シテコフシ、アカマツ、コナラが分布する市民の憩いの場であり、コジユケイ、トビをはじめとする鳥類が多く生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
愛宕山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、スギ、ヒノキなどの人工針葉林が分布する川上小学校校庭東側の地域であり、キジ、ヤマドリ、カッコウをはじめとする多くの鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。</p>
城山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、水凧山を中心とするヒノキ、スギ、ナラなどが分布する地域であり、キジ、ヤマドリ、ノウサギをはじめとする鳥類が多く生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
高山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、多種の落葉広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、イノシシ、キジをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
猪之鼻鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は落葉広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワクマ、ニホンカモシカ、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
城山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、城山公園内の天然広葉樹林が分布する地域であり、キジ、ヤマドリをはじめとする多くの鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。</p>
塩屋大谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、天然広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、クマタカ、ヤマドリ、ツキノワグマをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
田ノ平鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	<p>当該地域は、ナラ、ブナなどの天然広葉樹林が</p>

護区	地の保護区	分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ニホンカモシカ、ツキノワグマをはじめとする多くの鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。
大川平鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、飛騨川沿いの天然広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、トビ、ヤマドリ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
黒石谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、天然広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、キジ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

岐阜県告示第六百三十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成十九年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名称	区域
川尻特別保護地区	揖斐郡揖斐川町東横山地区の国道三〇三号と国道四一七号との交点を起点とし、同所から国道三〇三号を西進し町道西横山線との交点に至り、同所から同国道を北進し坂内川に架かる川尻橋との交点に至り、同所から同橋を西進したのち東進し川尻林道に至り、同所から同林道を東進し国道四一七号との交点に至り、同所から新川尻橋を経て起点に至る線により囲まれた区域
初河特別保護地区	郡上市白鳥町石徹白地区の大杉林道と初河谷とスゴノ谷とを分

地区	ける稜線の交点を起点とし、同所から同稜線を北東進し初河山三角点（一、五八七・六メートル）を経て高山市庄川町との境界をなす丸山三角点（一、七八六メートル）に至り、同所から同境界を東南進し初河谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域
ひるがの高原特別保護地区	郡上市高鷲町ひるがの地区の国道一五六号と市道戸谷線との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し市道農野谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道アマガ谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道戸谷線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
虎渓山特別保護地区	虎渓山風致地区の区域
城山特別保護地区	高山都市計画公園（城山公園）の区域
塩屋大谷特別保護地区	塩屋大谷鳥獣保護区のうち、宮・庄川森林計画区孫十郎尾国有林中三二一六林班ろ小班及び三二一七林班い小班の区域

二 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

名称	指定区分	指 定 目 的
川尻特別保護地区	森林鳥獣生息地	当該地域は、奥いび湖を中心とした地域であり、イヌワシ、クマタカ等の希少鳥類をはじめとする多種多様な野生鳥獣が生息している。特に冬期に多くのカモ類が飛来する奥いび湖の水面周辺について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。
初河特別保護地区	森林鳥獣生息地	当該区域を含む地域は、落葉広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、アカゲラ、ホオジロをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつて初河山及び丸山付近の天然広葉樹林の当該区域について、特別保護地区

ひるがの高原 特別保護地区	集団繁殖地	に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。 当該区域を含む地域は、湿原植物群生地及び低 灌木類が点在する変化に富む地域であり、オオジ シギ、ホオアカ、サンショウクイなど希少鳥類の 良好な繁殖地である。特に営巣、採餌等に適した 当該地域について、特別保護地区に指定し、生息 する鳥類の生息環境を保全する。
虎渓山特別保 護地区	身近な鳥獣生 息地	当該地域は、シデコブシをはじめとする天然広 葉樹林等が分布する丘陵地帯であり、トビ、コジュ ケイ、ヒヨドリ等の身近な鳥類が多数生息してい る。自然とのふれあいや鳥類の観察の場として最 適である当該地域について、特別保護地区に指定 し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
城山特別保護 地区	身近な鳥獣生 息地	当該地域は、市街地に隣接する天然広葉樹林が 分布する丘陵地帯であり、キジ、ヤマドリ、ニホ ンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息 している。自然とのふれあいや鳥類の観察の場と して最適である当該地域について、特別保護地区 に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
塩屋大谷特別 保護地区	森林鳥獣生息 地	当該区域を含む地域は、天然落葉広葉樹林及び 天然針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域で あり、クマタカ等の希少鳥類をはじめとする多種 多様な野生鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣 の生息環境となつて天然落葉広葉樹林からなる 当該地域について、特別保護地区に指定し、生 息する鳥獣の生息環境を保全する。

岐阜県告示第六百三十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条
第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示す
る。

平成十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 休猟区の名称及び区域

名 称	区 域
帷子休猟区	可児市西帷子市内の市道大脇石原線と一般道八〇〇三号との交 点を起点とし、同所から同市道を南西進し市道菅刈石原線との交 点に至り、同所から同市道を南進し市道御嵩犬山線との交点に至 り、同所から同市道を南東進し国道四一〇号との交点に至り、同所 から同市道を南西進し岐阜県と愛知県との境界に至り、同所から 同境界を北進し一の木戸上ため池西側から延びる登山道（西山休 憩舎）との交点に至り、同所から同登山道を東進し西山林道（西 山登山口）との交点に至り、同所から同林道を北進し一般道八〇 〇三号との交点に至り、同所から同一般道を南進し起点に至る 線により囲まれた区域
矢戸休猟区	可児市春里地内の県道善師野多治見線と一般道七二〇四号との 交点を起点とし、同所から同一般道を北進し市道一三三三号との交 点に至り、同所から同市道を北進し市道二二七号との交点に至り、 同所から同市道を南進し市道一三五号との交点に至り、同所から 同市道を南進し市道善師野多治見線との交点に至り、同所から 同県道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
片知西休猟区	美濃市藤生地内の県道美濃洞戸線と市道藤生矢坪線との交点を 起点とし、同所から同市道を北進し矢坪ヶ岳登山道に至り、同所 から同登山道を北進し矢坪ヶ岳（八七三・三メートル）に至り、 同所から大字片知と大字乙狩との字界を北進し今測ヶ岳（一、〇 四八・四メートル）を経て北西進し関市との境界に至り、同所から 同境界を北進し林道中美濃線との交点に至り、同所から同林道 を南進し市道谷戸板山線に至り、同所から同市道を南進し市道 美濃洞戸線との交点に至り、同所から同市道を北西進し起点に 至る線により囲まれ、中山特定猟具使用禁止区域を除いた区域
内ヶ谷第三休 猟区	郡上市大和町内ヶ谷地内の主要地方道白鳥板取線と内ヶ谷川右 岸との交点（出会橋西詰）を起点とし、同所から同主要地方道を 南進し関市との境界に至り、同所から同境界を西進し平瀬谷に至 り、同所から同谷を北進し平瀬橋に至り、同所から内ヶ谷川右岸 を東進し起点に至る線により囲まれた区域
前谷・大日休 猟区	郡上市白鳥町前谷地内の国道一五六号と県道前谷石徹白線との 交点を起点とし、同所から同県道を北進し桧峠に至り、同所から 大日ヶ岳登山道を北東進し水後山三角点（一、五五八・五メートル

<p>ひるがの休獵区</p> <p>郡上市高鷲町ひるがの地内の高山市との境界と国道一五六号との交点を起点とし、同所から国道道を南進し市道戸谷線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道アマノ谷線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道太田線の交点に至り、同所から同市道を南進し市道農野谷線との交点に至り、同所から同市道を西進し同市道の終点に至り、同所から約二五〇メートル南進し市道水道山南線(大日ヶ岳登山口)に至り、同所から大日ヶ岳登山道を西北進し高山市との境界に至り、同所から同境界を北東進し三角点(一、二〇八・六メートル)を経て東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>白山休獵区</p> <p>郡上市美並町白山地内の県道鹿倉白山線と旧八幡町(平成十六年二月二十九日における郡上郡八幡町をいう。以下同じ。)との境界の交点を起点とし、同所から同境界を南進し関市との境界に至り、同所から同境界を南西進し美並町字白山と字大原との境界に至り、同所から同境界を西進し三角点(四三六・一メートル)を経て西北進し三角点(三三三メートル)に至り、同所から市道大洞本線沿いに尾根を南西進したのち国道一五六号沿いに尾根を北進したのちさらに戸谷川沿いに東南進し市道小和谷線に至り、同所から谷に沿って北進し林道白山大洞線に至り、同所から谷に沿って西進し林道寺谷線に至り、同所から尾根に沿って北西進し東海北陸自動車道に至り、同所から尾根に沿って北東進し字白山と字三戸との字界に至り、同所から同境界を東進し旧八幡町との境界に至り、同所から同境界を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>家谷休獵区</p> <p>郡上市明宝小川地内の主要地方道金山明宝線の小川峠を起点とし、同所から同主要地方道を北東進し同主要道と村道との分岐点に至り、同所から南側の林地沿いに東進し岩瀬橋に至り、同所から尾根沿いに南西進し官行造林地と小川生産森林組合林との境界に至り、同所から尾根沿いに南進し三角点(一、二二三・七メートル)に至り、同所から旧和良村(平成十六年二月二十九日における郡上郡和良村をいう。)との境界を西北進し大字小川と大字畑佐との字界に至り、同所から同境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>		
<p>夕森休獵区</p> <p>中津川市川上字丸野地内の丸野併用林道の民有林と川上国有林との境界を起点とし、同所から同林道を西進し松木谷、本谷及び弥吉谷を経て中津川市川上市有林五林班、六林班及び七林班との接点に至り、同所から同五林班と七林班の境界を西北進し旧福岡町(平成十七年二月十二日における恵那郡福岡町をいう。)との境界に至り、同所から同境界を北進し三界山三角点(一、五九九・五メートル)に至り、同所から旧付知町(平成十七年二月十二日における恵那郡付知町をいう。)との境界を北東進し奥三界岳三角点(一、八一〇・五メートル)に至り、同所から岐阜県と長野県との境界を東南進し川上国有林一〇八林班と一〇九林班の林班境に至り、同所から同境界を南西進し丸野併用林道との交点に至り、同所から同林道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>二ツ森休獵区</p> <p>中津川市福岡字松尾及び字夏焼の境界を流れる付知川とガマン沢との合流点を起点とし、同所から同沢を西進し細ヶ谷との合流点に至り、同所から同谷を西北進し二ツ森山頂に至り、同所から加茂郡白川町との境界を北進し切越峠に至り、同所から県道白川福岡線を東進し付知川との交点に至り、同所から同川を南進し起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>センノウ谷休獵区</p> <p>高山市一之宮町地内の県道宮清見線の市有林と国有林との境界を起点とし、同所から同境界を東南進し下呂市との境界に至り、同所から同境界を東西進し旧清見村(平成十七年一月三十一日における大野郡清見村をいう。)との境界に至り、同所から同境界を西北進のち北東進し市有林と国有林との境界に至り、同所から同境界に沿って東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>久々野東休獵区</p> <p>高山市久々野町小屋名地内の旧久々野町(平成十七年一月三十一日における大野郡久々野町をいう。)と旧朝日村(平成十七年一月三十一日における大野郡朝日村をいう。)との境界と飛騨川左岸との交点を起点とし、同所から同境界を南進し日ノ観ヶ岳三角点(一、一〇五・六メートル)を経て南進し高屹山三角点(一、三〇三・一メートル)を経て東進のち東南進し柝尾山三角点(一、三五一・四メートル)を経て南西進し下呂市との境界に至り、同所から同境界を南西進し飛騨川左岸に至り、同所より同川左岸を北進し起点に至る線により囲まれ、有道鳥獣保護区を除いた区域</p>	<p>広川原休獵区</p> <p>高山市上宝町金木戸地内の国有林双六事業区内の二七〇林班か</p>

池田小学校特 定猟具使用禁 止区域	揖斐郡池田町上田地内の町道池野杉野線と町道上田二二三号との 交点を起点とし、同所から町道上田二二三号を東進し町道上田二四 号に至り、同所から同町道を東進し町道砂畑一〇号との交点に至 り、同所から同町道を南進し農道砂畑一〇号に至り、同所から同 農道を南進し町道下東野二一〇号との交点に至り、同所から同町道 を西進し農道池田神戸線との交点に至り、同所から同農道を南進 し町道六之井五号との交点に至り、同所から同町道を西進し町道 下東野二九号との交点に至り、同所から同町道を北進し町道下東 野一九号との交点に至り、同所から同町道を西進し町道北小寺白 鳥線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道下東野六号に 至り、同所から同町道を北進し町道上田四一〇号との交点に至り、 同所から同町道を西進し町道上田三八号との交点に至り、同所か ら同町道を北東進し町道上田三六号との交点に至り、同所から同 町道を北進し町道上田五八号に至り、同所から同町道を北進し町 道上田三三三号との交点に至り、同所から同町道を西進し町道池野 杉野線との交点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線に より囲まれた区域	稲辺特定猟具 使用禁止区域	美濃加茂市加茂野町稲辺字福成塚地内の大久手排水路と加茂郡 坂祝町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南進のの ち西進し関市との境界に至り、同所から同境界を北進し大久手排 水路に至り、同所から同排水路を南東進し起点に至る線により囲 まれた区域	大森特定猟具 使用禁止区域	可児市大森地内の市道江洞松伏線と市道田白桜ヶ丘線との交点 を起点とし、同所から桂ヶ丘三丁目六四番地に向かって北東進し 市道二四二九号に至り、同所から同市道を西北進ののち東南進し 市道二四四七号との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道 二四一九号との交点に至り、同所から同市道を東南進し主要地方 道多治見白川線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東進 し大森地区と久々利柿下入会地区の大字界に至り、同所から同大 字界を東進し大森地区、久々利柿下入会地区及び壱ヶ丘地区の大 字界の接点に至り、同所から同壱ヶ丘地区と民有林との境界を東進 し柿下ため池に至り、同所から同ため池北側の土堤を北東進し農 道多治見八百津線との交点に至り、同所から同農道を南東進し多 治見市との境界に至り、同所から同境界を東南進ののち南西進し 市道一五二号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道田白 桜ヶ丘線との交点に至り、同所から同市道を北西進し起点に至る 線により囲まれた区域		
大矢元特定猟 具使用禁止区 域	郡上市美並町白山地内の国道一五六号と市道大矢元本線との交 点を起点とし、同所から同国道を北進し市道姥ヶ洞本線との交点 に至り、同所から同市道を東進し市道大矢元本線との交点に至り、 同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域	寺河戸特定猟 具使用禁止区 域	瑞浪市土岐町地内の農道大西瑞浪線と主要地方道瑞浪大野瀬線 との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東南進し瑞浪大橋 西端に至り、同所から土岐川右岸堤防道路を南西進し土岐橋及び 明德橋を経て北進し竜門橋に至り、同所から土岐川右岸を西北進 し瑞浪橋に至り、同所から農道上山田寺河戸線を西進ののちJR 中央線瑞浪駅の西踏切を北進し農道大西瑞浪線との交点に至り、 同所から同農道を東進し起点に至る線により囲まれた区域	西山特定猟具 使用禁止区域	中津川市駒場地内のJR中央本線上り線と市道松源寺大平線と の交点を起点として、同所から同市道を北進ののち西進し市道中 津三一号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道坂本六六 号との交点に至り、同所から同市道を南進ののち西進し旧大溜池 侵入路との交点に至り、同所から同侵入路を西北進し旧大溜池南 端から続く谷に至り、同所から同谷を北進し旧大溜池堤に至り、 同所から同堤を北進し堤北端に至り、同所から旧大溜池侵入路を 西北進し市道鍛冶屋平岩屋堂線との交点に至り、同所から同市道 を西北進し新溜池侵入路との交点に至り、同所から同侵入路を北 進し新溜池堤との交点に至り、同所から同堤を東進し西山第一用 水路に至り、同所から同水路を北進し私道との交点に至り、同所 から同私道を北東進し市道中津一四号との交点に至り、同所から 同市道を東進し市道松源寺大平線との交点に至り、同所から同市 道を東進し国道二五七号との交点に至り、同所から同国道を東南 進しJR中央本線との交点に至り、同所から同中央本線上り線に 沿って南進し起点に至る線により囲まれた区域	恵那後田特定 猟具使用禁止 区域	恵那市長島町正家地内の市道清水山ノ寺線と市道雀子ヶ根総合 庁舎線との交点を起点とし、同所から市道雀子ヶ根総合庁舎線を 北進し中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東進 し市道原白坂線との交点に至り、同所より同市道を東南進し市道 大仙白坂線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道浜井 場白坂線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道後田山ノ 寺線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道後田二号との 交点に至り、同所から同市道を南進し市道清水山ノ寺線との交点 に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線により囲まれた区 域

<p>串原ベルグラ ビアリゾート 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>域 恵那市串原字中山地内のメダリオンベルグラビアリゾートの区</p>	<p>武並特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>恵那市武並町地内の国道四一八号と国道一九号との交点を起点とし、同所から国道四一八号を北進し市道中仙道一号（東海自然歩道）に至り、同所から同市道を東進し市道早層洞新田線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道一九号に至り、同所から同国道を南西進し県道武並土岐多治見線との交点に至り、同所から同国道を西進し市道野井武並線との交点に至り、同所から同市道を南進しさらに南東進し市道鳥居前川上線との交点に至り、同所から同市道を東南進し主要地方道多治見恵那線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を北進のち西北進し県道武並土岐多治見線との交点に至り、同所から同県道を南西進し瑞浪市との境界に至り、同所から同境界を北東進し国道一九号に至り、同所から同国道を東進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>久々野特定猟 具使用禁止区 域</p>	<p>高山市久々野町無数河地内の飛驒川と無数河川との合流点を起点とし、同所から無数河川左岸を西北進し位山橋を経て市道橋場一三号との交点に至り、同所から同市道を西北進し久々野総合運動公園に通じる歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東進し久々野総合運動公園（やすらぎの森）に至り、同所から山林と総合運動公園とを分ける境界を北進し市道西洞九号に至り、同所から同市道を北進し国道四一号に至り、同所から同国道を東南進し市道反保三号との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道西洞二号との交点に至り、同所から同市道を二二〇メートル北東進し、同所から市立久々野中学校の裏山山頂へ向かう稜線を東進し山頂を経て飛驒川に架かる久須母橋へ至る稜線を東進し同橋に至り、同所から飛驒川右岸を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>平湯特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>高山市奥飛驒温泉郷平湯字コウ島地内の平湯川と安房谷の交点を起点とし、同所から同谷を東南進し中部縦貫道に至り、同所から同縦貫道を南西進し民有林二六〇林班と二六一林班との境界に至り、同所から同境界を東南進し民有林二六〇林班、二六一林班及び二六二林班との接点に至り、同所から民有林二六〇林班と二六二林班との境界を東南進し民有林二五九林班、二六〇林班及び二六二林班との接点に至り、同所から民有林二五九林班と二六二</p>
<p>脇谷特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>林班との境界を南進し民有林二五九林班、二六二林班及び二六三林班との接点に至り、同所から民有林二五九林班と二六三林班との境界を東南進し三角点（一、八七〇・八メートル）に至り、同所から国有林と民有林との境界を北東進し安房谷に至り、同所から国有林二一九一林班と民有林二五八林班との境界を東南進し国有林二一九〇林班と二一九一林班との境界に至り、同所から同境界を東南進し北アルプス鳥獣保護区との境界に至り、同所から国有林二一九一林班内の北アルプス鳥獣保護区の境界を南西進し国有林二一九二林班との境界に至り、同所から国有林と民有林との境界を西北進し大滝川に至り、同所から同川に沿って北進し平湯川との合流点に至り、同所から平湯川を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>山田湖特定猟 具使用禁止区 域</p>	<p>飛驒市河合町稲越地内の湯峰峠を起点とし、同所から旧古川町（平成十六年一月三十一日における吉城郡古川町をいう。）との境界を南西進し高山市との境界に至り、同所から同境界を南西進し滝ヶ洞国有林三一四七林班と三一四八林班との境界に至り、同所から同境界を西北進し同国有林三一四四林班と三一四九林班との境界に至り、同所から同境界を西北進し同国有林三一四九林班及び三一五一林班との接点に至り、同所から同国有林三一四九林班と三一五一林班との境界を北東進し同国有林三一四九林班、三一五一林班及び飛驒市有林との接点に至り、同所から国有林三一五一林班と同市有林との境界を西北進し同国有林三一五〇林班、三一五一林班及び同市有林との接点に至り、同所から同国有林三一五〇林班と同市有林との境界を北東進し三角点（一、〇二一・七メートル）に至り、同所より民有林一四林班と一五林班との境界を北東進し稲越川に至り、同所から同川右岸を東進し主要地方道神岡河合線に至り、同所から同主要地方道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>三</p>	<p>存続期間</p>	<p>平成十九年十一月一日から 平成二十九年十月三十一日まで</p>	

岐阜県告示第六百三十七号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（平成十四年岐阜県告示第五百八十号）の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から適用する。

平成十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一の表長島銃猟禁止区域の項区域の欄を次のように改める。

恵那市東野地内の飯沼川に架かる上橋戸橋を起点とし、同所から市道小麦田花無山線を南進し国道一五七号との交点に至り、同所から同国道を西北進し市道東濃牧場線との交点に至り、同所から同市道を南西進し中部用水管理道との交点に至り、同所から同管理道を南進のち西北進し市道入会鍋山二号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道正家竹折線との交点に至り、同所から同市道を南西進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を南進し主要地方道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西進し市道折戸西ヶ洞線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下平番場沢一号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道上平筑田線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東進し国道一九号との交点に至り、同所から同国道を東進し明知鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を東南進し市道清水山ノ寺線との交点に至り、同所から同市道を西北進のち東南進し市道浜井場白坂線との交点に至り、同所から同市道を東南進し県道阿木大井線との交点に至り、同所から同県道を西北進し市道万場川原線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道小麦田花無山線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域

平成十九年十月三十一日印刷
平成十九年十月三十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）